

2020年6月8日

関 係 各 位

日本公認会計士協会  
品質管理担当  
常務理事 伏谷 充二郎

## 2020年7月以降の準登録審査について（お知らせ）

2020年6月5日に開催された理事会の承認を受け、「品質管理委員会運営細則」及び「上場会社監査事務所登録細則」について改正が行われました。

この改正は、2019年7月22日に開催された第53回定期総会において承認された「会則・規則の全般的見直し」及び2019年5月27日に公表された「品質管理レビュー制度等に関する会則等変更要綱」を踏まえての改正となります。

従前より、上場会社との監査契約を予定している監査事務所にあつては、会則、規則等の定めに基づき、品質管理レビュー実施前監査事務所として準登録事務所名簿に登録されることが規定されておりました。

今回の改正により、当該申請に基づく準登録審査の手続について、下記のとおり変更されます。ついで、新たに上場会社との監査契約を希望する監査事務所の各位におかれましては、以下に掲げる審査手続の変更についてご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 制度変更に伴う審査の厳格化

改正前の審査制度においては、上場会社との監査契約を予定している監査事務所からの準登録申請を受け付けた後、面談又は往査を実施の上で、準登録事務所登録審査部会の審査を経て、品質管理委員会で登録の可否が決定されておりました。

今回の改正により、「上場会社監査に対する品質管理レビューの監督機能をより実効化するために、新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の準登録事務所名簿への登録を認めるか否かの審査に当たっては、レビューアーが、監査事務所について、

上場会社の監査を実施するだけの十分な品質管理のシステムが整備されているかどうかを確認し、その後も必要に応じて指導を行い、その結果について品質管理審査部会の審査を経て、最終的に品質管理委員会で審査する」制度に改められております。

これに伴い、「面談又は往査」については「レビューアーによる調査」となり、レビューアーが監査事務所に往査し、上場会社の監査を実施するだけの十分な品質管理のシステムが整備されているかどうかを確認し、その後も必要に応じて指導を行う手続に改められました。

## 2. 審査のための期間の長期化

従前から、会員向けのウェブサイトでは、「準登録申請から品質管理委員会における承認の可否の決定までに、2か月程度の期間を要する」旨を周知させていただいておりましたが、1に記載するとおりの審査の厳格化に伴い、更なる審査の長期化が予想されます。

新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の各位におかれましては、準登録の申請から品質管理委員会における登録の可否の決定まで、相当の期間を要することについて、今一度ご留意ください。

## 3. 適用

今般の改正による改正規定の施行は、2020年6月6日からとなります。6月6日以降に行われた申請については、新制度に基づき審査を行います。

以 上